

子ども・子育て会議基準検討部会（第19回） 議事次第

日 時 平成26年4月23日（水）14:30～17:00

場 所 中央合同庁舎第4号館12階第1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

（1）公定価格について

（2）その他

3. 閉 会

[配付資料]

- | | |
|---------|-----------------------------------|
| 資料1 | 公定価格の仮単価のイメージについて |
| 資料2 | 私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について |
| 資料3 | 次世代育成支援対策推進法の改正等について |
| 資料4-1 | 地方版子ども・子育て会議の設置状況について |
| 資料4-2 | ニーズ調査の実施状況について |
| 資料5 | OECD加盟国の就学前教育・保育の状況 |
| 参考資料1 | 子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について |
| 参考資料2-1 | 公定価格の骨格案について |
| 参考資料2-2 | 公定価格の骨格案について（詳細版） |
| 参考資料3 | 公定価格・利用者負担の主な論点について |
| 参考資料4 | 委員提出資料 |

○無藤部会長 それでは、定刻になりましたので、第 19 回「子ども・子育て会議基準検討部会合同会議」を開始いたします。

お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして、事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 それでは、委員の出欠の状況につきまして御報告をいたします。

今村委員、小室委員、榊原委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、尾崎委員、高尾委員、高橋委員、溜川委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県地域福祉部長の井奥様、日本経済団体連合会経済政策本部主幹の酒向様、日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長の平川様、全国認定子ども園連絡協議会事務局長の木村様に御出席をいただいております。

以上でございます。本日 31 名中 23 名の委員に御出席をいただいております。定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料 1 から参考資料までお配りしてございます。漏れなどあれば、事務局にお申しつけください。

また、本日も岡田副大臣に御出席いただいております。

○岡田内閣府副大臣 御苦労さまです。よろしく申し上げます。

○無藤部会長 それでは、早速、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですけれども、まず、公定価格について現時点における作業状況について、110 分程度、事務局からの御報告と御説明を受け、その後の御質問をお受けしたいと思います。

続いて、その他につきまして、事務局から何点か御報告ということですので、合わせて 40 分程度ということで事務局からの報告・説明を受けた後の御質問を受けたいと思います。

それでは、公定価格の資料について事務局から説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、資料 1 をご覧いただきたいと思います。

前回、3 月末にお取りまとめをいただきました量の拡充と質の改善の関係の整理、そしてまた、骨格案ということでお取りまとめをいただきました内容をベースにいたしまして、これに数字を当てはめていくという作業をさせていただいているところでございますので、今日はその状況について御報告をさせていただきたいと思います。

1 ページでございますけれども、まず 1 番としまして「公定価格の仮単価の位置付けについて」ということでございます。

これは、今までに御議論いただきましたことのおさらいのような形でございますが、再度ご覧いただきたいと思います。

まず、最初の○でございますが、公定価格の中身、具体的には各年度の予算編成の中で決まっていくということでございますけれども、新制度を円滑に実施するというところで、12 月を待

たずに早い時期に事業者の皆様方へ判断材料となる情報を提供しようということで、今般、仮単価の提示をさせていただくということでございます。

そして、2つ目の○でございますが、この公定価格の仮単価につきまして税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引き上げが行われた場合に、29年度にこの税収の増額分が満年度化するということでございますので、そこで子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であるということ踏まえまして、0.7兆円程度の範囲で実施する事項をもとに作成をいたしております。

一方で、そこに至るまでの間の平成27年度、28年度につきましては、消費税の増収額が満年度化する前の年度ということでございますので、増収額の中で子ども・子育て支援分野に充てる額というものは、各年度の予算編成過程の中で確定してくるものでございます。したがって、27年度、28年度の単価につきましては、現行水準という形で書いてあるものと、今般お示しします予定の仮単価の間の水準のところを決まってくるということでございます。

そして、4つ目の○でございますけれども、国会審議等を通じまして、量的拡充と質の改善ということで1兆円超の財源が必要ということでございますので、引き続き私どもとして、その確保に努力をするということでございますし、また、この0.3兆円を超える財源が確保された場合におきましては、さらなる充実が図られるということでございます。

以上を前提といたしまして、具体的なイメージでございますが、2ページをご覧くださいと思います。

まず、1つ目の○でございますけれども、3月末に提示をいたしました公定価格の骨格の中では、地域区分ということにつきましては7つの区分、利用定員の区別につきましては、保育所や幼稚園の場合には17の区分ということで設定しております。また、そのほか、認定区分や年齢の区分、保育必要量の区分、さまざまな区分がございますので、全体としては何百通りという区分が出てくるわけでございます。それらにつきまして、基本額、各種加算額の金額を具体的にに入れていこうということで現在作業中でございます。

仮単価の設定につきましては、3月末に質の改善についてマクロベースで取りまとめたいただいておりますが、その中身を基本額や各種加算額のところに機械的に置きかえていくという作業が必要となるわけでございます。現在、まさにその作業をしているわけでございますが、今回は、いわばその中間報告ということで一部をイメージとしてお示ししたいということでございます。

どういふものをイメージとしてお示しをするかというのがその次でございますが、まず、地域区分については全部で7区分あるわけでございますが、人件費の地域差を反映した加算がない地域ということで、その他地域という区分がございます。それ以上の加算があるところにつきましては、それに加算率を乗じるという形で計算が成り立ってくるわけでございますけれども、その他地域という地域区分をまず念頭に置く。それから、施設の規模につきましては、保育所や幼稚園の場合、17区分あるわけでございますけれども、幼稚園、保育所それぞれの平均的な利用定員に該当する定員区分ということで、その規模を置いているものでございます。

その具体的な定員規模は、その下に点線の囲みがございませう。保育所の平均的な規模は大体90人程度、私立幼稚園の場合には160ないし170ぐらいというところがあるわけございまして、したがって、幼稚園につきましても76～90人、151人～180人というところ、保育所につきましても81人～90人、161人～170人という規模で設定をいたしております。

それから、認定こども園の場合には、1号給付と2・3号給付がございませうが、それぞれにつきましても、同じ人数の水準のところでのモデルをつくってございませう。

それから、小規模保育につきましてもはA、B、Cと3つのタイプがございませうが、その中のA型につきましても、また、定員区分につきましてもは6人以上19人以下という規模でございませうけれども、その中の13人～19人という規模のところでのものを今回のイメージとしてお示しをいたしております。

それから、その上のところに戻っていただきますけれども、現行水準ベースという、いわば0.7兆円の質改善というものを反映する前の姿、0.7兆円の範囲で実施する質の改善を反映した姿、こちらの質改善ベースというものと両者のイメージをあわせてお示しする形にいたしております。

下の方で※がついてございませうが、まず、1番といたしまして地域区分、利用定員区分、あるいは子どもの年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況などはそれぞれの施設によって異なるということをお含みおきいただきたいと思ひます。

また、数字につきましてもは今後精査をすることにいたしておりますので、金額については変動も考えられるところございませうので、これもお含みおきをいただきたいと思ひます。

続きまして、3ページ、4ページのところをめぐっていただきたいと思ひます。こちらが、まず、幼稚園の単価表のイメージでございませう。

3ページのほうは幼稚園についての1号給付の76人～90人までの規模の現行ベースのものでございませう。4ページのほうは、それに質改善を反映させたものでございませう。幼稚園の場合には、現在、私学助成、就園奨励費補助等によりましてこの運営が行われているわけございませうけれども、現時点でのこういった財政支援の枠組みというものを新制度上の公定価格のものに置きかえる形で試算をしているものでございませう。

さらに4ページのところでは、今回のその質の改善という要素をそれぞれの部分に反映させたものでございませう。

例えば、3ページのところでご覧いただきますと、左上のところございませうが、「その他地域」、「76人から90人まで」、認定区分は「1号」、「3歳児」と「4歳以上児」ということで、それぞれ基本分単価がございませう。「3歳児」のところをご覧いただきますと37,080円という月額単価ということを書いてあるわけございませう。

これにつきましても、今回、質の改善ということできざまな要素が入っているわけございませうが、4ページのほうをご覧いただきますと、やはり左上の「基本分単価」というところ赤く塗ってございませうけれども、同じく「3歳児」のところで見ますと37,510円という形で少し高い金額になってございませう。

こういった部分につきましては、下のほうに※で注が書いてございますけれども、事務負担への対応ということで非常勤の事務職員週2日分という改善要素をこの中に入れた結果、こういった改善がなされたということでございます。

また、そのほか、加算項目が各種ございますけれども、処遇改善等加算ということで3%の上乗せといった改善措置を講じるということがございますし、また、3歳児配置改善加算ということで、3歳児につきましてはの20:1という基本的な配置基準に加えまして、15:1というより手厚い配置にした場合の加算がここがございます。

それから、縦のほうでご覧いただきますと、主幹教諭等専任加算ということでの地域の子育て支援の枠組み、また、子育て支援活動費加算といった形でさらに活動費もここに加わってございます。また、療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算、こういった各種の措置につきましても、これまでの質の改善の中で整理いただいた項目をこういったところに反映させております。

おめぐりいただきまして5ページから6ページでございますけれども、こちらにつきましては、幼稚園の1号給付につきまして、少し規模の大きい151人～180人までという定員区分のものでございます。

同じように5ページのほうが質改善反映前、6ページのほうは質改善ベースということになってございます。

規模が大きくなる場合には、共通経費をより多くの人数の子どもで割るという計算になってまいりますので、その分、基本分単価等につきましては、規模の小さいものに比べて低い金額になるという傾向がございます。全体的な構造につきましては、先ほどご覧いただきました定員規模のものと同じようなつくりになっております。

続きまして、7ページから8ページでございますが、こちらは保育所の単価表のイメージでございます。

7ページのほうが同じように現行水準ベースということで、8ページのほうが質改善ベースということになってまいります。

こちらにつきましても、7ページの左上、「その他地域」の「81人から90人まで」、2号認定の、例えば「3歳児」のところをご覧いただきますと37,880円という金額が月額単価として載っております。

これと同じような形で8ページのほうに質改善ベースのものがございますが、同じところにつきましては、3歳児につきまして、保育標準時間認定のところは42,840円、保育短時間認定のところは38,120円という形になってございます。基本的に現在の保育所運営費における単価を、基本的には質改善後の「保育短時間認定」の単価のところに符合するという形で置いておまして、また、この下の※1でございますように、研修代替要員費というものを年2日分充実させるという要素がございますので、そういったものを反映させた結果、現行の単価よりも若干高いものになっております。

また、保育標準時間認定の分につきましては、11時間の開所時間に対応するというので、

延長保育の基本分から移行させるもの、また、3時間の非常勤の職員を加配するもの、こういった要素を入れた形で保育標準時間認定のほうにつきましてはその分の改善額が反映されております。

先ほど幼稚園のほうでご覧いただきましたように、各種の加算につきましては、今回の整理いただきました質改善が反映された形になってございまして、処遇改善等加算、3歳児の配置改善加算、その下の段に行きまして休日保育加算、減価償却費加算、賃借料加算、縦のほうに行きまして、主任保育士専任加算、療育支援加算、小学校接続加算、栄養管理加算、第三者評価受審加算といった各種の項目がございます。こういった形で現行に比べて充実を図ろうという中身でございまして。

9ページ、10ページのほうに参りますと、こちらは保育所につきまして161人～170人という規模のものでございまして、先ほどご覧いただきました90人規模のものに比べますと規模が大きい分、少し低い単価になっているところがございますが、それ以外の要素につきましては基本的に同じでございまして。

続きまして、11ページから12ページにかけまして、こちらが認定こども園のほうの単価表でございまして。

認定こども園の場合には、1号の給付と2・3号の給付が両方ございまして、また、規模につきましても90人規模と170人規模の両方ございまして、それぞれのところを幼稚園や保育所のつくり等をならってつくってございまして。この11ページから12ページのところにつきましては1号給付でございまして、基本的なつくりは幼稚園と同じようなつくりになってございまして。ただ、認定こども園の場合に、11ページの下のところ注で書いてございまして、全体としての施設全体の管理にかかわる部分につきましては、1号のほうと2号・3号のほうにまたがる形で半分ずつに分けて計上するといった形に整理しておるところがございますので、そういったところで幼稚園のほうの給付と若干金額が変わっているところがございます。

13ページから14ページのところにつきましては、こちらは同じく認定こども園の1号給付の151人～180人までの規模に相当するものでございまして、基本的なつくりは先ほどご覧いただいたものと同じでございまして。

それから、15ページから16ページにかけましては、認定こども園の2号・3号給付のほうでございまして、定員規模が81人～90人というものでございまして。こちらは保育所のほうの単価表と基本的なつくりは同じでございまして、やはり先ほどご覧いただきましたような1号と2・3号にまたがるものを半分ずつに計上するというつくりの違いが若干あるという部分と、認定こども園の場合に、園長の部分、事務職員の部分、あるいは主任保育士の専任加算の部分等につきましては、加算という形ではなくて基本額のほうに入っている部分がございます。そういったところで単価の数字が若干違っている部分もございまして、それ以外のところにつきましては基本的な考え方は同じような形になってございまして。

それから、19ページから20ページにかけましては小規模保育の関係でございまして、A型の3号給付、定員規模は13人～19人までというもので設定してございまして。これにつきまし

ては、19 ページのほうが現行水準ベース、20 ページのほうが質改善ベースということになっております。

これも保育所のほうのつくりと基本的な考え方は同じにしてございますけれども、項目につきまして若干保育所のほうにだけあるもの、あるいは、小規模保育のほうにだけあるものというものが違いますけれども、例えば 20 ページのほうでご覧いただきましたときに、障害児保育加算などにつきましては、小規模保育のところに見られるものでございます。そういったところが若干違ってございますけれども、基本的なつくりについては同じような形で見ていただければと思います。

最後に 21 ページでございますけれども、参考ということで公定価格における人件費ということで、先ほどご覧いただきました数字を計算するに当たりましての経費の多くの部分を占めております人件費についての置き方でございます。

幼稚園等における幼稚園教諭につきましては、園長、副園長、教頭を年額約 440 万円、主幹教諭を約 410 万円、教諭を約 340 万円という形で設定いたしております。

また、保育所等における保育士等につきましては、所長を約 440 万円、主任保育士を約 410 万円、保育士を約 340 万円、調理員を約 280 万円という前提で計算をさせていただいているところでございます。

以上、御説明しましたような、まだ全体像はでき上がっておりませんが、現在の作業状況ということで御報告をさせていただいたものでございます。今後さらに作業を進めまして、全体をお示しできるように作業を継続してまいりたいというふうに思っております。また、その際、先ほどそれぞれの月額単価でいろいろ御説明いたしました、トータルで見て、それぞれの施設が今どのくらいのところがどのくらい改善されるのかというところをもう少しイメージしやすいような形で工夫をしたいというふうに思っておりますし、今後、そういったさまざまな規模とか地域、あるいは事業の実施状況、そういったわかりやすい資料を工夫する際の前提の置き方などを精査いたしまして、そういったものをお示しできるように努力をしていきたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明について御質問、御意見を頂戴したいと思います。

それでは、順番にお尋ねしたいと思いますので、秋田委員からお願いいたします。

○秋田委員 御説明ありがとうございます。いよいよ細かなところに入ってきたので、わからないところもあり、お教えいただきたいと思っております。

2 点です。1 点は、まず最初の 1 ページ目の 3 つ目の○です。27 年、28 年は満年度化する前であるということで、各年度の予算編成過程で確定するということは事実だと思うのですが、できるだけ 29 年度満額に近づいていくような形での獲得をお願いしたいと思います。やはり 4 つ目の○だけが確保に取り組むというような前向きなことが書かれているのですが、その途中年度もできるだけ満額に近い形で各施設が新しい形の制度に移っていきやすいような形

への見直しをもてるよう確保していただく努力をぜひしていただきたいというのが要望です。

それから、第2点目になります。私のところでよくわからなかったのは、認定こども園の単価表でございます。認定こども園に関しては、1号と2・3号にまたがる費用のために区分して計上するということはわかるのですけれども、ほかの幼稚園や保育園では、例えば主幹教諭とか、そういう子育て支援活動費がそれぞれ幾らかかっているのかがわかります。公定価格というのは一般の方にもわかる形で見える化するということが大事だと思うのですけれども、認定こども園については、特に地域の子育て機能を重視するというようなことがうたわれているにもかかわらず、幼稚園、保育所に比べてどのようになっているのか、全く同じでよいのか、それから、それがどのように計算されてこの金額になっているのかということを確認させていただきたく思います。新たな認定こども園についてこの会議で十分議論してきたわけなので、そのあたりを私自身がこの数値だけではちょっとわからないものですから、可能であれば後で御説明をいただければと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。その辺は後でお願いいたします。

それでは、次は、奥山委員。

○奥山委員 子育てひろば全国連絡協議会、奥山です。

今年度も始まりまして、市町村では事業者向けや市民向けの啓発活動などもそろそろ盛んになってきております。そんな中で、やっと今回、細かい試算が示されたということで、これが国から示されて、なおかつ、また市町村で検討するというところで時間もかかることだと思いますが、幼稚園にしろ、これから保護者に向けても、秋に向けては金額のほうや移行のことで、今年は保護者も関心が高い年度となっていると思います。そういう意味では、非常に丁寧に議論をするということと並行して早目にお示していくということも必要で、とても大事な年度になるのではないかと考えているところです。

そんな中で、認定こども園のところでは、幼稚園の1号の部分と2・3号の部分で、割合が園によっても大分異なるということがあるのかというふうに思いまして、そのあたりなども丁寧にしていくということも大事なのではないかと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、井奥代理人、お願いします。

○井奥代理人 知事会でございます。知事会のほうからは要請事項になると思いますけれども、今回御提示いただきました公定価格の仮単価のイメージにつきましては、今後、地域区分や利用定員区分別の金額が明確になることにより、それぞれの施設におきまして試算を行い、平成27年度に向けた移行を具体的に検討するベースとなるものと考えております。

したがって、地域区分や利用定員区分別の金額につきましては、できる限り早期にお示しいただくことが必要でございますし、詳細な単価設定の際には施設給付制度に移行します私立幼稚園や、利用人数が少ない過疎地域などの認可保育所などにおきましても円滑な運営に支

障が生じることのないような単価設定となりますよう御配慮いただきますことを改めて要請しておきます。

また、仮単価を御提示いただく際には、私立幼稚園などの各施設がその仕組みを正しく理解し、直ちに試算ができるわかりやすい資料に留意していただきますなど、各施設の具体的な検討作業が円滑に進むよう努めていただきますことをお願いしておきます。

なお、今年度につきましては、介護保険並びに高齢者保健福祉計画、障害福祉計画、そして、ここで議論をしております子ども・子育て支援事業計画と3つの重要な計画策定が地方公共団体で生じることとなっております。また、今回の介護、障害関係の計画改定作業につきましては制度改正を伴った内容となっておりますことから、市町村の作業量も例年に比べますと非常に増えることとなりますので、現場で混乱が生じることのないよう、その部分でも留意していただければ大変ありがたいと思います。

知事会からは以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、次は、清原委員。

○清原委員 全国市長会、三鷹市長の清原です。

まず、3月末に、無藤部会長におかれましては、公定価格の骨格案を皆様とともにまとめていただき、また、事務局にもその骨格をまとめる上で御尽力いただきましたこと、改めて自治体の立場から感謝を申し上げます。

そこで、まず、この機会に新制度に向けた自治体の準備状況について一定の情報提供をさせていただきます。

新年度が始まりまして、例えば三鷹市の場合でも4月20日付の広報紙で、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まること、及び制度の概要について幅広く市民の皆様の記事を載せ、お知らせをしました。また、4月2日、21日と、私立幼稚園関係者との情報交換会を行い、また、私立幼稚園園長会で情報提供、意見交換を実施いたしました。国でも4月9日から22日にかけて各種基準案のパブリックコメントを実施されています。また、政省令の案も示されておりまして、自治体での準備に拍車がかかっています。しかしながら、国の皆様の御努力にかかわらず、自治体の立場では3月末の政省令の公布予定がほぼ1か月遅れているということで、6月に定例議会を開く自治体が大変多いものですから、その時期に条例制定をと思っていたところ、その準備の時間がなかなか余裕ないことから、9月の定例議会に先送りするというような意向を示している自治体が見られてきました。

こうした状況の中で、条例案はもちろんなのですが、昨年の調査に基づくニーズ量の見込みとあわせながら、それぞれの自治体で多く設置しております子ども・子育て会議で意見を聞きながら、また、自治体によってはパブリックコメントを独自に実施しながら、6月議会に条例の提案をするということが困難であるという声が東京都内でも聞こえています。

私としては、市長の一人として準備にじっくり時間をかけて、子ども・子育て会議や、広く一般市民の皆様の声聞きながら制度を構築していきたいところですが、ただ、もし9月に条

例制定に延ばしますと、幼稚園の皆様の入園募集を初めとして、一番大切な保護者の皆様へのPRをどのように進めていくかということで、実は新制度への対応と、市民の皆様、住民の皆様、とりわけ保護者の皆様への適切な情報提供というところで苦慮している状況があります。

全国市長会の中でも6月議会に対応するという努力をしている市もありますし、いやいや、もう9月議会に対応しようという自治体も出てきておりまして、新制度への円滑な移行については若干の危惧が生じています。自治体の足並みの乱れが制度の乱れにつながらないように、新制度施行に向けた事務の大きな流れについて、国におかれましては適時適切にその方向性を示していただければと思っておりましたところ、本日、資料2として配られている資料、これは非常にタイムリーな「通知」でございました。後ほど御説明があると思いますので先取りして恐縮ですが、内閣府、文部科学省、厚労省が合同で出された「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」という「通知」です。これは、本年5月を目途に公定価格に係る仮単価の提示に合わせて、新制度への意向調査方法等も示すとされています。幼稚園団体と自治体との連携に向けて、時期的に非常にタイムリーでした。

また、資料2の2ページ目の上から7行目にアンダーラインがあります。「この通知の内容は、総務省自治財政局とも調整済みであることを申し添えます」と。これは、自治体にとっては極めて重要なアンダーラインでございまして、各府省の調整の御努力に感謝を申し上げます。

その上で、改めましてこの通知には、「国、都道府県、市町村の事業者等に対する相談・支援体制の整備」が冒頭に掲げられています。条例制定前の未確定な中での準備行為や指導は自治体がためらう部分もございまして、できるだけ自治体の対応の足並みがそろいますように、頻繁で結構でございまして、このような「通知」とか資料とか、国、都道府県のバックアップをくれぐれもよろしくお願いいたします。

なお、今回、この「通知」でも「自治体で相談を受け付けるように」とありますが、7ページのところに「国の照会等の対応窓口」も御紹介いただき、「どうしても事業者の皆さんが市町村等の説明だけでは御理解が不十分なとき、直接国の窓口もお知らせしてもよい」というようなオープンな方向性を示していただきましたことにも感謝いたします。なるべく自治体は頑張りますけれども、ぜひ、国、都道府県の御理解をよろしくお願いします。

次に、本日、「仮単価のイメージ案」が示されましたので、このことについても自治体の立場からコメントと質問を1つだけさせていただきます。

先日、三鷹市で開きました幼稚園関係者との情報交換会の中では、遅くとも6月ごろから保護者の皆様の施設見学を含めた説明の必要性があるということでした。ですから、仮単価の提示というのは大変待たれておりまして、仮単価提示後に短期間で的確な判断ができるようにというお声が多く寄せられました。本日は、仮単価のイメージについて、いわば単価の中間報告として、「現行水準ベース」及び「0.7兆円を反映した質改善ベース」のイメージをお示しいただきました。現行水準ベースと質改善ベースの両方を比較・検証できるということは大変有意義な提示方法だと思います。特に事業者等にとりましては、新制度への参入、事業展開に当たっての判断材料となる情報提供の形に大きく近づいたと思います。

さらに、これはお願いでございますが、議論がまだ残っておりますけれども、「実費徴収」や「上乘せ徴収」については現実的な問題として、判断材料として、できる限り具体的な例示の御検討をさらにお願ひしたいと思います。

次に2点目、都内は、三鷹市を含めまして、実は個人立の幼稚園が多くございます。事業者は現時点で、危機感や切迫感をお持ちのようです。自治体も御相談に乗る上で同様でございます。判断の誤りが許されませんので、このことについてさらなる都道府県との連携強化が必要と思っております。すなわち、新制度への移行の時期は、施行年度である平成27年度に限られることなく、いつでも可能ではありますけれども、確認制度に係る法人格特例を受けなければ新制度の給付対象施設とならない個人立の幼稚園の場合、平成27年4月を逃すと移行できるのか、できないのか、このタイミングについてお迷いの方が多いようでございまして、これは御質問でございますが、個人立についてはどのタイミングで現状のままで行くか、あるいは、確認制度に係る法人格特例を受けながら新制度の給付対象となるべきか、その時期のタイミングについて、もう既に御説明はいただいているのですが、改めて確認をさせていただければと思ひます。

公定価格の最後の現状の御報告ですが、職員給与の改善については、多額の財源を必要とするだけで、3%の改善はスタート時点の取り組みとしてはやむを得ないかと思ひます。今年の4月のスタート時点で新設の民間保育所などの状況をお聞きしていると、実は保育士の確保が困難であるというお声が寄せられています。これまで民間施設給与等改善費の上限年数の改善をしていただいたり、キャリアアップの仕組みの要望をしていただきたいというような要望を踏まえまして、公定価格の設定についても御配慮いただいていたのですが、どうやら地域手当の地域区分の不合理的な点の影の部分が出てきているようです。すなわち、都内で広域的な事業展開をしている事業者からは、処遇改善事業を実施するに当たって、同じ事業体の中で所在地ごとに給与の差を地域区分に適合してつくるかどうかで迷って、やはり差をつけるのは不公平な処遇になるということで、高いほうに合わせていただければよかったですけれども、低いほうに合わせる傾向もあるというようなお声が届いております。せっかく処遇改善で御配慮いただき、私たちもインセンティブを持って、ぜひ保育士確保、幼稚園教諭確保ということで手を携えて御努力をさせていただいているつもりでございましたけれども、もう現段階でそのようなやや影の部分が出ておりますので、今後とも、何のための処遇改善かということを忘れずに、質の向上と、そして量的な意味でもよい幼児教育と保育という意味で、この会議でも方向性を示したことについて、影の部分をあらわさないように何らかの連携が必要であると、そうした問題提起が必要かとも考えます。

結びに当たりまして、このたび、限りなく具体的な仮単価のイメージをつくっていただきましたので、さらにこれを基礎に具体化の歩みを早めていただくことで、できる限り全国の市町村もできれば6月の条例制定に向かい、事業者の皆様が新しい制度に向けて適時適切に進んでいきますように望んでいるところです。

以上です。ありがとうございました。

○無藤部会長 ありがとうございます。お詳しい実情、大変参考になるかと思いました。それでは、駒崎委員、お願いいたします。

○駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

まず、こうした膨大な作業をしっかりとやってくださった事務局の方々に大変感謝しております。非常に複雑な計算等もあったと思うので、頑張ってくださいありがとうございます。これをもとに財務シミュレーションというものがおかげでできました。ありがとうございます。そこで気づいたさまざまな課題がありまして、そのうちの一つを今回申し上げたいというふうに思います。

委員提出資料、今回、参考資料4で私だけ出させていただいているのですが、それをもとにお話しします。

小規模保育の賃借料加算についてです。今回、小規模保育のA型のものを示していただきましたが、19ページ、20ページで「賃借料加算」というのが赤字で⑭についています。この⑭と⑬の「減価償却費加算」が、多分そのままスライドで設定されていらっしゃると思うのです。これは不適切だと思います。

今回出された減価償却費加算というのは、更地から鉄筋コンクリート住宅をつくった場合というのを想定していると思います。財務省基準だと47年の耐用年数にわたって減価償却させるという方式で恐らく算定されているのではないかと考えていますが、マンション等住宅物件を47年間にわたって賃借し続けるということは普通は考えられないわけなのです。

国土交通省によると、マンションの平均寿命自体が46年です。46年と47年だから近いではないかということなのですが、ただ、これは新築から取り壊される期間が46年ですので、全ての小規模保育所が建てたばかりのマンションに入れたら、それは47年間近くいられるかもしれないのですが、実際そういうことはないわけなのです。なので、ちゃんと賃借ということの設定で、そのまま財務省の47年間で機械的に当てはめるのではなく、きちんと計算してほしいなと思っています。

ちなみに、日本の住宅の平均築後年数が30年ですから、そう考えると、マンションを借りますといったときに、大体そのマンションというのは築30年ぐらいのものでありますよ。だとするならば、46年の寿命から逆算すると12から18年程度が妥当なのではないかなというふうに思っております。

そもそもなのですが、小規模保育は認可保育所等とは異なって、基本的には住宅とか商業物件を借りるわけなのです。23区で10人定員となると、大体25万円とか30万円ぐらいが平均相場になってしまうわけなので、もちろんものすごい安いものを探せば15万円ぐらいのものがあつたりはするのですが、基本的には相場というのはそんなものです。それは固定的に出ていってしまう費用なのです。一方で、このモデル単価で計算してみますと、事務局案で賃借料加算が12人で約2万円になるわけなのです。そうすると、さすがに2万円で家賃は払えないということで、その差分は全てどこかほかのところから持っていけないといけないうふうになってしまうので、事業継続ができないというレベルの数値になってしまいます。なので、

基本的には市場で商業物件とかを借りて、半額ぐらい補助でカバーできるとかというぐらいではないとなかなか事業として成り立ちませんし、また、成り立たない事業に参入は来ませんので、ぜひそこは減価償却を機械的にそのままペーストするのではなくて、賃借ということを考えて設定し直していただけたらいいかなというふうに思います。どうぞよろしくをお願いします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

2点お願いをいたします。1つは、保育所の単価表のイメージ、例えば8ページでもいいわけですが、今回のいろいろな話し合いの中で、保育所の所長の中に設置、未設置という話があったわけでございます。これが0.7兆の中に入らなかったわけですが、一方、所長の設置、未設置については、今は、所長はほぼ99%設置だというふうに私たちのほうは説明を受けているわけです。

そういうような状況で、ここの所長の設置の加算という形でいいのかどうかということは少しお考えくださればいいと思います。次に、今回は示されていないのだと思いますけれども、いわゆる前回出た調整といいますか、減算にかかわる部分というものについて今回は示されておりませんので、できれば口頭でも減算等についてきちんと説明をしてくださればよいなと思います。このことが1点です。

2点目は、例えば幼稚園の1号認定、また、認定こども園の1号認定、そして保育所の2号認定、3号認定、認定こども園の2号認定、3号認定におきまして、基本分の単価にいろいろと入っているもので差異があるのだと思いますのでこのようなことになっている。詰まるところは、1号認定は幼稚園のほうが高くて、認定こども園のほうが少ないという形で示されていると思います。また、加算分も半額で示されているということは、どちらかで何らかの形でお互いを足すことによって幼稚園や保育所と同じような基本単価になっているのだというふうな説明だと思いますけれども、一瞬これを見ただけだと、単純に認定こども園の1号認定が低いではないか、加算部分が半分しかないではないかというふうにしか書かれていないわけです。それは、やはり記載上の問題としては説明をきちんとしてくださるか、もしくは、これはもともとにこういう金額があって、これからこの部分を引いて、なおかつ、きちんとやると幼稚園と同じですよとか、保育所と同じですよということを示してくれないと、極端な話ですけれども、多分これだと誰も移る人がいない、不利益のような感じを受けますと思いますので、その点については説明なり資料をきちんとつけてくださればありがたいと思います。減算調整額にかかわる部分、また、それらの幼稚園、保育所とのきちんとした比較、そういうことについてよろしく願いいたします。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

まず、認定こども園のことについて確認をさせていただきたいのですが、先ほど説明された認定こども園の単価表を見る限りでいくと、現在、4類型ありますから、4類型、類型を問わずという判断でよろしいのかどうかということ。そして、もし4類型が全て同じような単価表を使うとすれば、例えば幼稚園型の認定こども園は学校でありますことから、全ての子どもたちに関して教育を行うというふうに法律上は整備されています。そして、逆に保育所型の認定こども園は、児童福祉施設という性格上、全ての子どもたちに対して保育を行うという整理で法律上はなされているかと思えます。保育所型の認定こども園であれば学校ではないので、例えば幼保連携型認定こども園で置かれる職種、学校薬剤師は確実に置かなければならないという法規定にはならないと思うのです。さらに、幼稚園型の認定こども園であれば、いわゆる1号、2号しかない、3号認定がない場合であれば、給食が3歳以上は外注でもいいとなつたとすれば、調理員を置かないことも可能だという仕組みだと思えます。その中で単価に差がない、さらには、認可を持っていない基準を満たした地方裁量型についても同じような単価表を使うという合理的な理由というのでしょうか、その辺のところを若干腑に落ちないなということをお話しさせていただきたいと思えます。

それから、認定こども園については、いわゆる1号、2号、3号にまたがっている部分については、それぞれ必要な職位については案分をするというような形で書かれています。その中で、16 ページの下のほうに注2があります。「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に『2』を乗じて算定」。これを読んでいくと、例えば主任だとか学級編制の加算というのは、それぞれ1号と2号、3号について半分半分というふうになっていたのですが、1号認定のない場合には2号、3号でそこに2倍をするので、1号、2号・3号の定員を設けた場合と同じ額になるという判断でいいのか。

それで、例えば15 ページのところに平成26年度保育単価(案)をもとに作成したという基本分の単価のところ、認定こども園は園長必置という単価を設定し、主任や事務職員雇い上げ加算は加算して計上(加算額は等分(1/2)して計上)と書いています。そして、前回説明を受けた資料2-2の24 ページの下のほうになりますが、事務職員のところ、1人と書いていて、括弧つきで1号認定子どもの利用定員を設定しない場合には1人で、現行の保育所の事務職員(非常勤5日分)、まず基本分に週3日の分が入って、2日加算するという判断でよろしいのか。それに今回は直接契約に伴う事務負担に対して非常勤2日分を非常勤分として積算。そのほかのところ、1号認定の子どもを設けるときには、まず常勤が1人分と基本分に常勤が入っていて、さらに非常勤の分が週2日分というふうな読み取り方でいいのかということをお尋ねしたいと思えます。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、平川代理人、お願いします。

○平川代理人 連合の平川でございます。

今回、「公定価格の仮単価のイメージについて」ということで出されて、大変わかりやすくな

ってきたと思っているところであります。

最初に、小規模保育事業のところでございますけれども、「詳細版」とあわせて見てみますと、やはり「詳細版」のほうでは「保育士比率向上加算」、すなわち資格保有者加算が入っておりますけれども、より質の高い方向に、事業者の皆さんがA型に行くような形でのインセンティブとなるような単価設定が必要ではないかと考えているところであります。

2点目でございます。「イメージ」の最後の人件費の部分です。「人件費については、以下のとおり設定」ということでございますけれども、これは人件費をこの額にしろというわけではないと思っておりますけれども、基本的にはこの基準でやっていくというものだと思います。ただ、「保育所等における保育士等について」の注記の5のところ「地域区分が『その他地域』の場合」と書いてあり、「主任保育士・保育士は超過勤務手当の相当額を含む」と記載されておりますけれども、これはどういう意味なのかというのを後で御説明いただければと思います。基本的に超過勤務をしなければならないというふうなイメージにとられかねませんし、この金額が適正かどうかということを含して分析していかねばなりません、これについての御説明をお願いできればと考えております。

また、3点目でございます。この間、何回か連合として申し上げているところでありますけれども、一般財源化されております公立児童福祉施設、公立保育所との関係でございますけれども、関係省庁とも連携をお願いしたいと思っております。仮単価のイメージが出つてありますので、地方財政計画において、この公定価格の改善に応じた地方自治体における行政需要をしっかりと見積もっていくことは重要だと考えておりますので、ぜひとも関係省庁との連携もお願いしたいというふうに考えています。

また、地方自治体に、この点をしっかりと理解していただくような伝え方も必要ではないかと考えているところであります。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、木村代理人。

○木村代理人 全国認定こども園連絡協議会事務局長の木村です。どうぞよろしくお願いたします。

これまで議論をさせていただいて仮単価のイメージをしていただいたことに心から感謝申し上げますし、多分、この仮単価をつくるあたりには、昼夜を問わず大変な御苦労があったことだと思っております。

我々全国認定こども園連絡協議会としては、さまざまな地域で、また、規模等も踏まえて保育・教育を実践させていただいておりますが、その中、今回お示しいただいた仮単価について、簡単ではありますが6点ほど質問をさせていただきたいと思っております。

まず1つ目が、示していただいたシミュレーションに基づいた定員区分です。新制度において、幼稚園は17区分、保育所については現状どおりの17区分、さらに認定こども園においては20名以下の合わせた18区分ということで計画をされていますが、全国にはさまざまな地域

があって、保育と教育の一体的な提供を期待する声が多くあります。特に過疎地域についてはその声が大きいのと思っています。幼稚園、保育所がそれぞれ認定こども園へスムーズな移行や普及を考えると、1号、2号、3号認定のそれぞれの区分をもう少し細かく細分化できないだろうかというところがあります。例えば5人以下であったり、6人～10人など、それぞれシミュレーションをすると処遇改善などを含めて運営が非常に厳しい状況も予想されますので、その辺をひとつ検討されてほしいということでもあります。

もう一つ、副園長と学級編制加算についてであります。公定価格の骨格案に示されるように、認定こども園の新たな職員配置基準には、置くことができる職員として副園長、教頭があります。認定こども園は学校という幼稚園機能から、副園長、教頭設置加算、さらには学級編制加算が義務づけられることから、学級編制加算がスタート年度の平成27年度からも実施されてほしいという強い要望とともに、それができるのかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

さらには、施設整備費についてです。質の高い保育を求める今回の制度の中において、子どもたちの質の担保という点では施設整備が必要と考えます。保育所の整備に対する交付金制度や、幼稚園、認定こども園に対する建設費等に関する補助制度は、現状のままでよいというふうにとらえていいのか。また、減価償却等、建設費等のいずれかを選択することになるのか、その辺のあり方についてお聞かせいただければと思います。

また、あわせて減価償却等を選択した場合については、現在の骨格案の中で保育所、認定こども園については減価償却費加算という枠組みで示されております。一方、幼稚園についてはその部分がなく、多分、基本分の単価の中に含まれているのかなというふうに認識しておりますが、その際、減価償却費の加算と、また、基本単価部分の減価償却費に相当する額というのは等しいのかどうか、その辺についてもお知らせいただければと思います。

あともう2点ありますが、5番目として退職金制度についてです。

これまで当会の溜川が何度かお願いしているところでありますが、退職金については公的格差がまだ存在しております。都道府県によっては、認定こども園における保育所部分において退職金団体に入ることができなかったり、または掛け金を高く払わなければならないというところがあります。今回の公定価格の中で退職金に関する取り扱い、及びその金額、人件費等の中に含まれていると思いますが、その場合は対象範囲は同じく公平になっているのかどうかということも御確認をさせていただきたいと思います。

さらに、先ほどから何名かの委員の皆さんからもお話がありましたが、認定こども園に関する部分で、1号認定、また、2号・3号認定に関する積算の部分が非常に不明確というか、明確ではないというような声もあります。また、シミュレーションすると、認定こども園継続よりは、一度認定こども園を返上して、それぞれ認可の幼稚園、認可の保育所という形態のほうがいいのではないかというような危惧することもあります。この辺につきまして、それぞれの積み上げている部分について細かく明示していただければというふうに思っています。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員。

○古渡委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。

まず、冒頭に今回の仮単価のイメージということで業界的な発想の中でお話ししたいと思います。

今回の新制度、認定こども園改正法というのは、そもそも何のため、誰のための制度なのか。親の就労や所得状況、家庭環境等にかかわらず、全ての子どもの最善の利益のために制度設計を行い、高い基準の新幼保連携認定こども園を創設してきたはずですが。今回の公定価格単価設定では、日本の未来を左右する大きな障壁となることは明白であると考えております。

まず、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の中でも、市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他、地域の実情に応じた認定こども園の普及に基本的な考えを記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設としての一つの認可の仕組みとして制度改革の趣旨を踏まえ、その普及に係る取り組むことが望ましい。認定こども園の普及を市町村子ども・子育て支援事業の必須記載事項にも入っていると思います。

この単価の考え方が進むのであれば、認定こども園の普及どころか、逆インセンティブが働き、現行法の認定こども園でさえ認定を返上するところが相当数上がるのではないかと考えております。このことは新制度の理念にも反し、都心での待機児童解消や過疎地での子ども集団の確保など子ども環境の担保にもつながらず、我が国における急速な少子化や人口減少をさらに加速するおそれもあると思います。

そもそも現行の幼稚園、保育所等の仕組みでは対応できない社会構造の変化から生まれた新制度並びに認定こども園の施策がどこでどう変わったのか、大きな政策判断が行われたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

また、今回提出されました、あくまでも仮単価のイメージでありますけれども、考え方のモデルと繰り返していますけれども、この数字の考え方に大きな変更はなく、また、この数字がひとり歩きするならば、認定申請の取り消しや現行法における認定こども園の認定返上など、都道府県、市町村における計画とは逆の事務作業が発生すると考えております。現在、各自治体が作成している事業計画にも大きな影響を与える可能性があると思っております。早急に明確な答えをぜひお願いしたいと考えております。

その上で、協会としまして3点質問並びにお聞きしたいこととお話ししたいと思います。

その上で、今回の資料を簡略的でありますけれども当協会では仮単価のイメージを現行制度の仕組みで検証してみました。大きな問題点が多数あることから、質問に対してより具体的なお答えをいただきたいと考えております。

協会の試算では、現行法の認定こども園のこの仕組みを当てはめたところ、試算そのものは

完全に正確ではございませんけれども、27年度ベースで計算をしたところ、大体平均160名の幼保連携型認定こども園で、27年度におきまして大体1,400万の減額と、かなり大きな減額が発生するようにとられます。さらに、1号認定を多く受け入れている認定こども園は、同じ教育時間を預かり保育を行っているにもかかわらず、幼稚園に比べると大きな差が出ることや、これでは先ほど連絡協議会さんからのお話でありましたように、単独施設の運営を選ぶ設置者が多くなると考えております。

このような試算からも、国において、より正確を期すため、認定こども園、幼稚園、保育所、それぞれについて園児数、職員数など同規模を想定して、総収入でどれくらいの差があるのか、モデルケースを早急に示していただきたいと考えております。その結果によっては、もしかすると認定こども園の認定返上、単独施設への移行が進むことも想定されております。子どもや保護者の利益には完全に反する制度となると思っております。地方や過疎地域では、認定こども園、そして町に、子どもの未来をかけている市町村もたくさんございます。認定こども園の基準が上がった一方で単価が既存施設よりも低いとなれば、事業主は必ず実をとらざるを得ません。その観点で質問が3点ありますのでよろしくお願いいたします。

幼稚園、保育所の場合、主幹教諭や主任保育士が加算されているのに、認定こども園の場合、基本部分単価に含まれているのはどうしてでしょうかということ。

2つ目、言いかえると、どういう理由で専任化しているのかということ。

3点目、主幹保育教諭の専任化や子育て支援活動費を基本分単価に含ませているにもかかわらず、例えば1号認定の基本分単価が幼稚園より低いのはなぜでしょうかということ。幼稚園が基本単価に加えて主幹教諭専任加算や子育て支援活動加算を受ければ、認定こども園の単価をさらに上回ると考えられます。これはどういうふうに理解すればよろしいでしょうかということです。

2点目、まず、認定こども園における基本単価の中身、積算根拠をぜひ明確にさせていただきたいと考えています。

基本単価は、本来、全ての子どもに平等に設定されるものであり、職員配置など施設によって変わりようのないものに対して計算されていると思っております。しかし、今回の単価イメージの認定こども園に関しては、主幹保育教諭など本来加算措置で行うものも基本単価に入っているにもかかわらず、別に加算されている幼稚園に比べて単価が低くなるという現象が起きます。これでは、1号認定の多い認定こども園では経営は困難となります。この基本単価で子どもに差をつけると理解せざるを得ないのか、そうでないとするならば、基本分単価の内訳、中身、加算措置の積算根拠を誰にでもわかるような形で早急に出していただきたいと考えております。

ここでまた質問なのですけれども、幼保連携型認定こども園のことですけれども、幼稚園部分で定員120、保育所部分で定員が60の場合、新制度では公定価格の総額が幾らになるのか。これが単独の幼稚園120と60になった場合、それぞれの公定価格の総額は幾らになるのか、具体的なシミュレーションをぜひ示していただきたいと考えております。

そして、今回の単価設定には実態ベースと考えていいのかという観点があります。もし今回の認定こども園の単価設定が実態調査ベースで行われているならば、それは積算根拠として不十分であると我々は考えています。なぜならば、他の幼稚園、保育所に比べて調査時点での認定こども園数は少なく、園児減少で苦しい経営にある園が認定こども園化したケースも含まれているためです。新制度において認定こども園の単価ベースにはならないと考えております。本来、大きな社会構造の変化の中で全ての子どもに質の高い教育・保育を提供し、過疎地であっても地域の子どもの環境を守る意味でも認定こども園の普及・促進を促してやってきたと思います。私たち認定こども園実践者としても、その強い思いを持って厳しい財政措置の認定こども園を実践してまいりました。しかし、今回の制度では、より高い基準、より高い機能を義務づけられたにもかかわらず、現行法の施設と同じ、あるいは運営の仕方によっては低い単価になることも考えられます。また、協会がこれまで認定こども園の運営における大きな障害としてお話ししてまいりました75%の問題も見えないようになっておりますけれども、実は動いているようにも読み取れます。新制度における認定こども園は単一施設であり、そこで生活する子ども、認定区分の違いであるなら、今回の制度に75%の考え方は入ってこないと思っております。もし入っているならば、どこにその考え方が入っているのか、認定こども園のみに入っているのかを教えてくださいたいと思っております。その結果によっては、協会が実践者として訴えてきた問題が基本的にブラックボックスに入ってしまうのかなと考えております。そのような仕組みの中で、地域の子ども・子育てのために強い思いがあったとしても、今回提出されているイメージの観点では非常に移行しづらいと考えております。

最後に、5月26日の会議までに今回お願いした資料をもとにして一度精査する時間と機会をいただければと考えております。もう少し正確なデータのもとで、ぜひもう一度この会議を開催していただきたいと考えております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員、お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会の北條でございます。

今、認定こども園を代表する2人の先生からかなり悲痛なお声を承りまして、なるほどなという思いで承っております。私は私立幼稚園ということで、従来から私立幼稚園は、結局、事業を展開していく場合には基本的には自己責任で全て賄っていき、そして、私立学校振興助成法ができてから、ようやく3分の1程度の、3分の1にはなっておりませんが、私学助成をいただくというような形になってきたわけでありまして。

このたびの議論をいろいろ承っておりますと、ひがむわけではないですけれども、保育所制度には何でもかんでも公費がどんどん投入されているのだということに毎回驚きと、場合によってはあきれ返るほどの思いでおったわけでございます。

しかし、話はだんだん詰まってきて、いろいろ公定価格を提示するという段階になってきたわけでありまして。やはりお願いすべきことは、国民にとってわかりやすい透明性のあるものに

していただきたいというふうに思います。

正直に申し上げますと、今回、イメージというのを示していただいたのですが、こういうものの考え方になっておりませんので、ほとんど理解できないでいるというのが正直なところではございます。とはいえ、先ほど清原市長がおっしゃっていただきましたが、1つには、本日の資料に事務連絡を3府省合同で発出していただきました。大変ありがたく思っております。全国の私立幼稚園、これを丁寧に読めば、相当安心できるというふうに思っております。

4月10日に本通知が発出され、私は東京であります、東京都は早くも4月11日に各区市町に送ってくださっています。そして、私の地元の港区では、4月17日に各私立幼稚園に送ってくださり、非常に早い連絡をいただいたということをありがたく思っております。

しかしながら、実はこれは例外でありまして、こういうふうに情報がきれいに伝わっている幼稚園というのは全国にほとんどございません。大部分の幼稚園は、この通知が出ているということを今時点でも知らないということに御留意をいただきたいというふうに思います。

さて、公定価格のことでございますが、資料1の最初のページのところで、秋田先生もお触れになりました27年、28年度の単価が現行水準と仮単価の間の水準になるという部分であります。わからなくはないのですけれども、しかし、私立幼稚園の立場であります、1つには、保育所において既に実現しております保育士の処遇改善というものが、幼稚園では現時点で全く行われていないわけですので、これは27年から取りかかっていたかかないと幾ら何でもいけないのではないかと。

それから、3歳児の教職員配置の問題でありますけれども、これはそもそも文部科学省の幼児教育振興アクションプログラムの中でも方向性は示されていたわけです。そして、つい最近の教育基本法に係る教育振興基本計画を出すわけですけれども、その中に本来は明記されるべき課題であったわけですが、新制度というものが進行中だということで宙づりにされていたわけでありまして、これも満額が来ないからというのではなくて、27年度から取りかかっていたかかないというふうに思っております。

それとイメージは、古渡先生と同じような感じを持った部分もあります。例えば、6ページのところで標準的な幼稚園の規模での公定価格の基本分が示されております。また、14ページのほうでは認定こども園における1号の単価が示されておりますが、古渡先生も御指摘になりましたように、基本分単価というのがこういう示し方ですと、率直に言って、誰もやらないなというふうに思わざるを得ません。いろいろな加算や何かで複雑な仕組みですから単純に基本分だけでおかしいのではないかとと言っても、そういうことではないのだろうと思っておりますけれども、幾ら何でも大変わかりにくい。

それで、1号当たりで120通りぐらいあるわけですね。そうすると、1号、2号、3号で360通りになる。これが利用者負担のほうになりますと、幼稚園でさらに5通り、保育所で8通りというとなんでもない、まさにこれは乱数表になるわけですし、到底普通の感覚で理解できるという水準を超えてしまうと思っておりますので、わかりやすく、これは大変無理なお願いなのかもしれないけれども、どうかよろしく願いをいたします。

ただいまの利用者負担の問題でございますが、この4月10日の事務連絡では、給付額を国基準と異なる水準にする場合には、地方の子ども・子育て会議で十分審議しなさいということも書いていただいているわけでございます。実は、昨日、東京都港区の子ども・子育て会議がございました。そこで今後のスケジュールというような紙が示されたわけですが、保育料等を検討する場合、その結論を出すのは相当先なのですね。我々幼稚園としましては、少なくとも夏休み前にはそれを固めていただかなければ判断のしようがないわけですが、昨日示された資料では、本年末ぐらいにならないとそれが示されないというようなものでございました。

ちなみに、やはり港区では6月定例議会にはかけないということで、9月だということになります。

さらに申しますと、東京都議会のほうでも6月定例議会で対応を決定するというのをほぼ断念されたというふうに承っております。9月に送られると。これでは、とてもではないけれども私立幼稚園は対応できませんし、もっと重要なことは、保護者の方に大混乱を起こしてしまいますので、そういうことが起こらないようお願いをいたしたいと思います。

また、利用者負担に係りますが、低所得者を中心とするさらなる負担軽減というのを従来からお願いしてきたところであります。これがまだ不透明なわけですが、私どもは、幼児教育の無償化というものをずっとお願いしてまいりましたし、また、自民党の場合には、既に平成17年ぐらいからですか、これは骨太方針の中で国の基本方針とされ、このたびの総選挙、参議院選挙においても選挙公約として掲げられていたものであります。やはり、差し当たり低所得者を中心としたさらなる軽減を図っていただいて、幼児教育無償化の公約を実現する方向をぜひともお願いしたいと思います。

小規模保育のことでありますけれども、これが全てのところではないので、今、一部の地域だと思っておりますけれども、幼稚園が小規模保育を併設したいということを相談に伺いますと、それはだめだといって門前払いをされるという事例が報告されております。これは大変不適切な指導であると思っております。むしろ、このたびの新制度の中で、幼稚園が小規模保育の担い手になるということは、地域の方々にとっても利益になる望ましいことだと考えますので、どうか国としても地方に対する指導をこの点についてよろしくお願いしたいと思っております。

最後でありますけれども、預かり保育を本来施設型給付の対象にさせていただきたいのですが、それがなかなか困難だということで、一時預かり事業ということですが、

一時預かり事業ということであるならば、各地方公共団体がしっかりそれをやるということを早目に表明していただくこととともに、この一時預かり事業での補助単価というものを早急に示していただかないと、94%の私立幼稚園がこの預かり保育を実施しております。この預かり保育が一時預かり事業という形で本当に担保されているのかどうか現時点ではわからないわけですから、これでは移行したくてもできないということになってしまいますので、どうか早急にお示しをいただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下でございます。

今日、公定価格の仮単価のイメージということで資料をいただきましたけれども、私ども幼稚園は、こういうものには本当になれておりませんで、ここで字で見ますと何となくわかるのですけれども、現実、静岡あるいは全国の幼稚園、私立幼稚園の園長、理事長たちがこれを見たときに本当にわかるのだろうかということが、私としては非常に大変なことだな、これを全国の私立幼稚園の先生方に御理解いただくにはよほどの説明と、そしてきちんとしたものを出していただかないとわからないでそのまま進んでしまうのではないかなと思いますし、これを見ただけで、では、自分の幼稚園が運営経費として1年にどれくらいいただけるのかということも全然わかりませんので、申しわけない恥ずかしい話なのですが、現場はそういうことを思っている人たちが大勢いますので、自分の幼稚園が幼保連携型認定こども園、あるいはいろいろな形の中で進んでいくときに、きちんとした意識と、そしてまた、それを裏づけられるものがあるという確信を持った上で新しいところに進んでいきたいという思いはどこの園でも同じですので、ぜひそこら辺のところはきちんとわかるようにしていただけるとありがたいなと思います。

それから、今回の資料ではまだ出されておりませんが、従来からお願いしておりますとおり、地域での幼児教育の機会を確保する観点から、小規模な幼稚園や認定こども園の公定価格の単価が十分なものとなるよう検討していただきたい、これは切にお願いをいたします。

次に、先ほど北條先生からもお話がございましたように、保護者にとりましては利用者負担ということは非常に大きな関心といたしますか、幼稚園を決めるときにも大きな視点となっています。そういう意味で、私ども10月に園児募集をやる幼稚園の側にとりましては、この利用者負担が具体的に新制度の中でどのようになるのかということは、ぜひできるだけ早く出させていただいて、そして保護者に説明をして、保護者に納得していただいて幼稚園を選んでいただきたいと思っておりますので、できるだけ早い時点で正確な金額を出していただけるとありがたいなと思っております。

それからもう一つ、新制度への移行を検討する園の経営者、先ほども申し上げましたように、この図式だけでは本当にわかりません。ですので、収入等を入れることによってシミュレーションが行えるようなワークシートとか、あるいはソフトの提供、わかりやすい説明資料の作成など、ぜひ幼稚園側に対する支援を一層充実していただけたらありがたいなと思います。

最後に資料2のことをございますけれども、これを出していただきまして、まだ静岡市はこれは来ておりません。私も静岡市の子ども・子育て会議の委員をしておりますが、まだこれは見ておりません。ですけれども、この資料をいただき、先ほど読ませていただきまして、この資料を出していただいたことに心から感謝しております。ありがとうございます。現場の幼稚園関係者もいろいろな問題を抱えながらの新制度への踏み出し、出発ということ而努力しておりますので、ぜひこの資料に記されていることが確実に各市で実行あるいは対応していただ

くよう国のほうでも進めていただき、また、徹底していただけるとありがたいと思います。
以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、山口委員、お願いします。

○山口委員 一般社団法人日本こども育成協議会の山口でございます。

私のほうからは2点、両方とも意見と質問でございます。

まず1点目でございますが、研修費の件です。前々回のこの会議で研修費の取り扱いを加算分として議論されていたというふうに私は理解しておるわけでございますが、このイメージのほうでは基本部分に織り込まれております。そうすると、既に研修をきっちりとやっている施設ではありがたい話になるわけでございますが、しかし、全ての子どもに良質の保育、つまり保育の質の向上を担保するという必要性から考えましたら、これは基本部分に織り込まれてしまいましたら、やらないといった事業者も出てくると思います。場合によってはやらないほうが得だというようなことを考えるような事業者もいるかもしれません。ぜひもう一度、加算分として代替要員費だけではなくて必要経費分として上限を設けてつくり直していただきたいというのが意見と質問でございます。

それから、2番目ですが、先ほど他の委員からも出ましたが、これは何回も申し上げております退職金の共済について、社会福祉法人とそれ以外の主体と差別的に取り扱われているというのは、現場で働く保育士からすれば、差別ということが問題であるというふうに感じております。これについて社会福祉法人の保育士とその他の主体で働く保育士さんとどうして差別的に扱われるかという是非について、厚生労働省の御意見をお伺いしたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、吉田委員、お願いします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

このように膨大なデータを出していただき、ありがとうございます。利用者側として気になるところは、実際どれだけ保育料を支払わなければいけないのかということなので、そういった意味では、最初の1ページに書いておりますが、満年度化する前の状況、そして、もちろん、できれば満年度化する状況がないほうがいいわけですが、ただ、やはり、それによって利用者負担がどのように変わるのかということもしっかりシミュレーションという形で見せていただけると、では、実際、例えば保育所に入れるのか、幼稚園に入れるのか、または認定こども園に入れるのかという選択ということであれば事前に考えることができると思いますので、そういった意味でもその視点のシミュレーションもぜひ早目に出していただけると助かります。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

では、橘原委員、お願いします。

○橋原委員 全国私立保育園連盟の橋原です。

2点お伺いをさせていただきます。

まず1点は、資料1の21ページの公定価格における人件費の「保育所等における保育士等」について、これまでの運営費の中では勤続7年を基準としていたと思っておりますが、今回、人件費の金額、年額につきましては、どのような積算で示されているのかお伺いしたいと思います。

なお、所長、主任保育士、調理員等につきましても、できましたらお伺いをさせていただきたいと思っております。

もう1点、資料1の8ページですが、保育所の認定2・3号の81人～90人の表中の減価償却費加算と賃借料加算についてA(a)からD(d)地域と示されていますが、この地域区分についてどのような積算のもとなのかをお伺いしたいと存じます。

この2点をよろしくお願いたします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

清原委員、何かございますか。

○清原委員 先ほど宮下委員が、この公定価格のイメージに基づき、さらにそれぞれがシミュレーションする際に、例えばワークシートとかソフトの配布であるとかそういうことが有効ではないかという御発言がありまして、私たち自治体としても、今後のお取り組みとしてきっと想定されているとは思いますが、この公定価格の具体的なイメージを得る上で何らかの、例えばエクセルを使ったソフトだとか計算ができるような、そんなことを国のほうで御検討いただいているかどうか、そのことについて私もお知らせいただけるとありがたいと思っております。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、いろいろ御質問ありましたが。

○長田参事官 それでは、まず私のほうから何点か総論的な話を中心にお答えしたいと思います。

まず、清原委員から御指摘のございました、政省令の公布スケジュール及びそれも含めた制度の円滑な施行に関する点でございます。まことに御指摘はごもっともでございますし、この政省令の公布が遅れておりますこと、大変申しわけなく思っております。本来、政省令は全部首をそろえて3月末というふうに思っておりましたがけれども、現時点におきましては、実際の条例づくりに関わりますものを遅れた中でも先行させたいということで、そうした省令については4月末公布を目指して作業を進めております。それ以外のものにつきましては、若干さらにお時間をいただいて5月以降にということで、いずれにしても、条例に関わるものを最優先ということでの公布スケジュールを組み直して対応させていただいております。

今後円滑な施行に向けては、市町村の皆様、また、事業者の皆様にしかりとした情報をお伝えするということが大事であろうというふうに思っております。都道府県に対する説明会というのを、大体3か月に1回程度の頻度で開いておりますけれども、先般、4月中旬に開催し

た説明会におきまして各都道府県に対しまして、市町村への説明会の実施をお願いするとともに、その際に私どもに御要請をいただきましたら国からも職員がその説明会に対応させていただきますということで、今、既に10県ぐらいからそのような御要請をいただいておりますので、できる限り直接的にも私どもからお伝えをする機会をつくっていきたいと思っております。

それとあわせまして、宮下委員から、恐らく公定価格以外も含めてわかりやすい資料という意味というふうに理解をいたしましたけれども、まだ十分ではございませんけれども、先般の自治体説明会におきまして、取り急ぎ、よくある質問ということで事業者向けのFAQというものをつくっております。こういったものを今後またいろいろな御疑問が出てくると思っておりますので、随時バージョンアップをしながら対応していきたいと思っております。

それから、平川代理人から御指摘のございました地方財政措置、あるいはそれについての自治体への周知ということに関しましても、これまでも総務省ともいろいろ連携をとりながら制度設計を進めてございますので、引き続きしっかりやってまいりたいと思っております。

それから、北條委員から御指摘のいただきました4月10日付の事務連絡の周知についてということでございます。内容につきましては後ほど御報告をいたしたいと思っておりますけれども、先ほどの繰り返しになりますけれども、都道府県から市町村への周知ということを我々からの直接的な説明の機会も含めて徹底をしてまいりたいと思っておりますし、また改めて周知の対応状況についてもしっかりと、事務連絡を流しっぱなしということではなくてフォローアップをしていきたいと思っております。

○橋本保育課長 それでは、私のほうから続いてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、秋田委員のほうから、認定こども園の単価表のところで主幹教諭等の人件費ということについてのお尋ねがあったかと思っております。

それで、本日の資料1の最後のページのところで、幼稚園等における幼稚園教諭等と保育所等における保育士等ということで、この人件費の単価のもとになっている金額を出しておりますが、認定こども園につきましての1号給付のところで主幹教諭を積算するに当たりましては、幼稚園における主幹教諭の約410万円という単価で、また、保育所に相当します2・3号給付のところを算定するに当たりましては、こちらの主任保育士に相当します約410万円というところをもとにして積算をさせていただいております。

それから、奥山委員のほうから、認定こども園の場合の1号のところの定員と2・3号の定員のところの割合、これは施設によってさまざまといったことの御指摘がございまして、そこはまさにおっしゃるとおりだというふうに思います。ただ、まさに施設によってそこは千差万別になってまいりますので、それを単価表に反映させようといたしますと無限の数が出てくることになってまいります。これは恐らく技術的に不可能だと思いますので、今回の作業の中におきましては認定こども園の中で経費を1号給付の中と2・3号給付の中で案分すべきというふうに考えられるものにつきましては、機械的に50%・50%で置きかえて案分をするという取り扱いにさせていただいておりますので、そこは技術的な限界ということで御理解をいただきたいと思います。

それから、清原委員のほうから処遇改善につきましての取り扱いで、低いほうに合わせる傾向があるというふうな御指摘をいただいたところでございます。実は、処遇改善の事業は、平成24年度の補正予算からスタートをさせていただいたわけでございますが、初年度実施していく中で、どうしても同じ法人で複数の施設を運営しているような場合の中で、施設によって処遇改善で特別に入ってくる交付金の加算率といいますか、そのところが異なるようなケースも出てまいりました。その場合に、やはり御指摘いただいたように低いほうに合わせることにせざるを得ないというふうな御指摘をいろいろなところからいただいたところでございます。これを受けまして、26年度の当初予算の中で、引き続き処遇改善の措置をさせていただきましたが、これを運用するに当たりましては、同一法人の中で複数の施設を運営している場合には、全体としてそれぞれの施設の加算されてくるものを平均いたしまして、その法人の中で同一の水準で各施設の処遇改善を行うという場合には、その計画を示していただいた上で24年度補正の取り扱いとは違う取り扱いをすることができるような形で改善を図りたいと思っております。今、通知案を自治体のほうにお示ししているところでございますが、これが正式に固まりましたら通知としてお出しさせていただきたいと思っております。

それから、駒崎委員のほうから減価償却費と賃借料との関係についての御指摘をいただきました。これにつきましては、私ども今回、賃借料の加算と減価償却費加算と同じような考え方で取り扱って試算をしたわけでございますが、先ほどいただいたようなさまざまな御意見があったかと思えます。施設整備費や改修費との関係、あるいは整合性を図ることについてどう考えるか、あるいは、減価償却費加算との関係をどう考えるか、それから、どの程度の賃借期間を見込むのが適当なのかどうか、さまざまな点に留意しながら、さらに検討させていただきたいと思っております。

それから、坂崎委員のほうから調整というところのことについての御指摘をいただいたかと思えます。今回、この調整を図る項目につきましては具体的な調整率ということはまだ設定するに至りませんでしたので、そのところをお示ししておりませんが、例えばどういうケースが調整の対象になるのかということにつきましては、本日の参考資料2-2に公定価格の骨格案の詳細版というのがございます。これの中の、例えば保育所につきまして8ページのところをお開きいただきますと、ここに今回数字を入れたわけでございますが、この資料の中では8ページのところには数字が入っていない形の箱が並んでおります。これの上から2段目のところに「調整部分」というのがございますが、保育所のところで見ますと、「分園の場合」と「常態的に土曜日に閉所する場合」、「定員を恒常的に超過する場合」というのが減額調整の対象になる場合ということで例示されております。

それから、例えば幼稚園のほうでいきますと、2ページのところをご覧いただきたいと思います。こちらの1号給付の中では、上から2段目のところに「調整部分」ということで「年齢的別置基準を下回る場合」、「定員を恒常的に超過する場合」ということが調整のケースとして示されております。こういったところにつきまして、さらに細部を調整させていただいた上で、こういったものを具体的に設定させていただきたいと思っております。

それから、佐藤委員のほうから、認定こども園の単価表につきまして、認定こども園に4つの類型があるということに関連する御質問をいただいたかと思えます。今回の提示をさせていただきました単価表につきまして、幼保連携型と幼稚園型と保育所型と地方裁量型の4つの類型に区別した形ではお示しをしておりません。したがって、基本的には4つの類型を通じまして共通の単価ということで設定をさせていただいているわけでございます。

ただ、幼保連携型認定こども園ということで具体的に設定しているものと、それから、それ以外の3類型につきまして、国のほうから示しております認定基準をそれぞれ地域で運用するに当たりまして、国のほうからお示ししておりますのは参酌基準でございますので、この参酌基準の中で国の定めておりますものよりも緩い形での認定基準を設けている場合ですとか、あるいは、幼保連携型の部分と微妙に認定基準というところが違っている部分ですとか、そういったところにつきましては、やはり調整という仕組みを通じまして調整をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。また、そういったところの細部につきまして、さらに詰めを行っていきたいと思っております。

それから、同じく佐藤委員のほうから、本日の資料1の16ページのところかと思えますが、認定こども園の2・3号給付の注2ということで書いてあるところでございます。「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に『2』を乗じて算定」ということについて書かれております。認定こども園の場合には、1号定員と2・3号定員を設けていただくというのが典型的な姿かと思えますが、1号定員を設けるということが必須の条件というふうにはされておりません関係上、2・3号定員のみといった形で設定をされる園も中には出てくる可能性があるかと思えます。その場合、先ほど私が御説明しましたような1号の給付と2・3号給付のほうにまたがって算定をさせていただいておりますような半分ずつに積んであるものを、そのまま2・3号の給付ということにしてしまいますと、1つの施設でありながら半額しか入ってこないということになってしまいます。そういったことを避けるために、2・3号定員のみ施設の場におきましては、それぞれの額に2を乗じてということは、要するに半額にしたものをもとに戻してということでここに記述してあるという趣旨でございますので、そういうことで御理解いただければというふうに思います。

それから、資料2-2の24ページのところということで御指摘をいただいたかと思えますが、こちらは認定こども園の事務職員の関係でございます。24ページの下の方に「事務職員1人」ということで書いてございます。事務職員が1人で、質の改善事項における事務負担への対応については非常勤2日分を基本分として追加するという形で設定をしておりまして、認定こども園の場合には、幼稚園との同様の取り扱いで事務職員を1人、さらに今回の質改善で非常勤2日分ということを追加して入れているわけでございますが、その下のところで「1号認定子どもの利用定員を設定しない場合：1人（非常勤）」ということで、「現行の保育所の事務職員（非常勤5日分（3日+2日（加算）））に加え、直接契約に伴う事務負担に対応するための非常勤2日分を追加」というふうに書いてございます。1号定員、2・3号定員の両方を設ける場合には、常勤1人プラス非常勤の2日分ということになるわけでございますが、1号定員が

ない2・3号定員のみ施設の場におきましては、ここにございますように、保育所と同様の非常勤の5日分、さらに、質改善で今回加わった2日分というものが足されるということで御理解いただければと思っております。

それから、平川代理人のほうからいただきました御質問でございますが、人件費の中で超過勤務手当という形で書いてある部分がございます。こちらは、標準的な人件費を積算していくに当たりまして、これは実際に超過勤務をするか、しないかということと関係なく、一定程度の超過勤務が発生した場合にそれのお支払いができるような原資ということで、全体の運営費の積算の中に超過勤務手当分を若干積算しているということを示したものでございます。

続きまして、木村代理人のほうからいただきました御質問6点ほどあったかと思っておりますけれども、その中のまず1点目のところでございますが、定員区分につきまして、17区分よりもよりきめ細かくという御意見をいただいたかと思っております。これにつきまして、幼保連携型認定こども園の場合には、施設全体として最低定員が20人という形で整理をいただいたかというふうに思っております。その中で、どういうことで定員区分を考えていくかということでございますが、2・3号給付のところにつきましては10人刻みということになっております。また、1号給付は最低のところ15ということになってございまして、そこから10人刻みで始まっております。このところをどう評価するかということかと思っておりますが、例えば2・3号給付のところ10人の刻みよりもさらに細かい刻みということになってきますと、5人とかそういった刻みということが考えられますが、その場合、定員5人でということになりますと家庭的保育と極めて類似したような形に見えてくることにもなろうかと思っております。その場合、そこでの保育の性格というものがどういうふうな形に見えてくるのかということをお考えしましたときに、いろいろと考慮しなければならない要素もあるのかと思っております。そういったところを含めまして、今後さらに精査をさせていただくということかと思っております。

それから、3点目で御質問いただきました施設整備費の関係でございますが、こちらにつきましては、27年度の私どもの予算の中で、現在、安心こども基金の中で取り扱っております施設整備費、また、認定こども園の整備事業費などもございまして、こういったものを27年度の予算の中でどのような形にしていくかということ、今後まず概算要求に向けて精力的に中身を詰めていきたいと考えてございまして。

それから、木村代理人、あるいは古渡委員のほうから認定こども園としての認定を返上したほうがよいのではないか、あるいは、考え方が変わったのではないかとといった御指摘もいただいたところでございまして。

私どもとしては、全体としてこれまで基本指針の議論以来、考えていただきましたこの会議の中での方向性というものを何ら変えるつもりもございませぬし、また、これまで公定価格についての議論の中でいろいろ御指摘していただいたことを踏まえて整理をしつつあるという状況でございますが、また、公定価格の設定に当たりまして、幼稚園と認定こども園の間での公平性の確保、また、保育所と認定こども園の間での公平性の確保、こういったことも再三いろいろな方から御意見をいただいているところでございまして、そういったところも考慮しながら

ら設定をしなければならないだろうというふうに考えております。

ただ、そういったことを考慮しながらでございますけれども、1号の要素というものと2・3号の要素というものが合流している、そういう認定こども園の施設の特性というものはございますので、先ほど私が申し上げているような半分ずつに割って積むといったことをした場合には、結局、幼稚園の場合には1人分丸々が基本額に乗っているところが、認定こども園の場合には0.5人分しか基本分の中に入っていない。逆に、その部分を2・3号給付のほうに積んでおりますので、その分が逆に認定こども園の2・3号給付のほうだけ見ると保育所よりも高く見えるとか、そういったふうにもいろいろ見え方が違うわけでございます。ですから、そのところは、結局はどのくらいの定員規模で計算してみるとトータルとしてはどのような形になってくるかというところを、やはりわかりやすいモデルをつくってお示しをしていくということを通じて、そのところが誤解なのか、それとも技術的な限界なのか、そういったところをいろいろ検証しながらこれからの詰めをしていくということではないかというふうに思っているところでございます。

また、古渡委員のほうから、主幹教諭等につきまして基本分に含まれるということはどういうことなのかといった御質問もいただいたかと思っております。これは、地域子育て支援ということが認定こども園の場合には必須の機能として法律上も位置づけられており、また、質の改善の議論の中でも御議論いただきましたように、こういった地域の子育て支援というものの中核となる主任保育士の方々の関係の加算額といった部分につきましては、必須の要素として位置づけられている認定こども園につきましては基本分で、そしてまた、それと同等のことを行っている保育所、幼稚園の場合には加算という形でといった整理で来たかと思っております。そういった考え方を反映したものだというふうに御理解をいただければと思っております。

それから、75%の問題ということも御指摘をいただきました。従来の小規模な保育の機能を持っている認定こども園につきまして、その定員規模に応じました保育所運営費の額に75%を乗じるという形での運用をしてきました。これは、幼稚園の仕組みと保育所の仕組みが別々の仕組みで現在のもとでは動いているわけでございますので、結局、幼稚園のほうでの要素で入ってくる経費と保育所のほうから入ってくる経費との関係で、やはり施設全体の共通経費のところでも重複が生じることを防ぐという観点から75%という乗率を設定して運営しているわけでございます。これの是非そのものについても、これまでさまざまな御意見、御指摘をいただいているところでございますけれども、そういったことを全体として総括しながら、今回の中で先ほど申し上げましたように、施設全体として1人が位置づけられるようなものにつきましては半分ずつで位置づける、そういった形で75%というような機械的なやり方をするのではなくて、全体の経費の中で調整をするというやり方で今回の作業に臨んでいるということをお理解いただきたいというふうに思っております。

それから、北條委員のほうから利用者負担のところとの関係も含めて、非常に種類が多くなるということをお指摘いただいたかと思っております。利用者負担につきまして、今回まだ具体的な数字を示すことができないので申しわけないのでございますけれども、この単価表は、まさに施

設のほうに入ってくる公定価格を算定するに当たりましての基準額でございまして、この分と利用者負担額というものが直接連動するわけではございませんので、これにさらに利用者負担の何区分というものの種類が加わってくるということでは必ずしもありませんので、そののところだけは御理解いただきたいというふうに思います。

それから、あわせて北條委員のほうから小規模保育との関係につきまして、幼稚園が小規模保育を併設したいということにつきまして門前払いを受けるケースがあるという御指摘をいただきました。具体的にどのような事情のもとでそういったことになったのかはよくわかりませんが、まさに今、地域でそれぞれ子ども・子育て支援事業計画をつくっていただいておりますし、その中で低年齢児の受け入れ枠の拡大というところは、それぞれの自治体の中で喫緊の課題になっているのではないかと思います。そういったものにつきまして小規模保育というのも一つの手段になるものでございまして、3歳以上になったときの受け入れ先として幼稚園というものも実際上考えられる連携先になるわけございまして、そういったものを踏まえながら、それぞれの幼稚園なども小規模保育との連携、あるいは併設といったことも御検討いただくことは地域にとっても重要なことではないかと思っております。それぞれの地域事情のもとでというふうには思いますが、私どもとしても必要な取り組みをしていただくように、今後さらに自治体に対してもお願いをしてまいりたいと思っております。

また、預かり保育につきまして、これを受けとめる事業としまして一時預かり事業の中に幼稚園型というものを創設いたしました。これは27年度から創設する事業ということになりますので、これにつきまして私どもは27年度の概算要求に向けて作業を急いでいきたいというふうに考えております。

それから、山口委員のほうから研修費の取り扱いにつきまして、基本分ではなくて加算分というふうなことで御指摘をいただきました。本日の資料の中でご覧いただきますと、参考資料2-1というのがございますけれども、その中の3ページのところをお開きいただきたいと思います。この3ページのところに、これは保育所の場合を想定しました骨格イメージが書かれているわけございまして、研修の充実、代替職員費を年2日分ということで設けておりますところは、右上のところ「研修の充実 研修機会確保のための代替要員費を追加」ということで書いてございます。このところにつきましては、質の改善の中身としまして基本額に組み込むことが想定されるものということで位置づけてございまして、今回もその整理を踏襲したものでございます。

なお、代替要員という形で置く場合の取り扱いもそうございまして、また、時間外に研修などを行う場合の時間外の手当などに充てるための人件費として使っていただくことも結構でございます。そういったところは、ある意味、基本額の中に入って、その全体の中で含まれているという形で運用することによりまして、そのところは柔軟な運用が可能ではないかというふうに考えております。

それから、退職手当につきましての御指摘をいただきました。これにつきましては、社会福祉施設職員等の退職手当共済制度、これは社会福祉事業に従事する職員の確保、あるいは福祉

の安定的な教育と質の向上を確保することを目的といたしまして、全国的規模による社会福祉法人の相互扶助と国、都道府県の補助によりまして、資金調達能力が低く、事業の多角化も困難であると想定される小規模な社会福祉法人でも安定した退職手当を支給できるようにするための法律に基づく制度でございます。

一方におきまして、株式会社立の事業者の場合におきましては、中小企業者の相互扶助の精神、あるいは国の援助によりまして、中小企業の従業員の福祉の増進と雇用の安定を図ることを目的としました中小企業退職金共済制度というものが法律に基づいて設けられてございます。いずれにしましても、退職金の制度につきまして、今申し上げましたような社会福祉法人、営利法人等、それぞれの法人制度に応じた形で制度が設けられておるといのが私どもの理解でございます。

それから、最後に橘原委員のほうからでございますけれども、人件費の積算との関係でございますが、経験年数につきましては、今、手元の資料ではっきりとしたものがわかりませんので、後ほどまた橘原委員のほうに御連絡を差し上げたいというふうに思います。

それから、減価償却費のところの ABCD の区分でございますが、こちらにつきましては、施設整備費を補助しております補助制度の中で、それぞれの地域の建設コストに応じた形で4つの区分を設けて、今、補助金の基準額を出しております。それに準じたものということでございます。

なお、賃借料の加算のほうにつきましては、この施設整備の場合の補助単価基準のほうは、例えば建物の強度とかそういったことが反映されておりますが、賃借料の場合には、逆に地域のそれぞれの賃借料の相場ということをある程度反映した形にする必要があると思っておりますので、減価償却費のほうは大文字の ABCD というふうになっております。賃借料のほうは小文字の abcd となっております。4つの区分で考えていくということは同じで考えたいと思っておりますが、そのところにそれぞれどこの地域を当てはめるかというところにつきましては、さらに細かく検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長　どうぞ。

○竹林少子化対策企画室長　私のほうから、清原委員から御質問のありました新制度における個人立施設の取り扱いについて、法的な位置づけ等についての御説明をさせていただきたいと思っております。

もう御案内のとおり、幼稚園につきましては学校教育法で、原則、国、地方自治体、学校法人が経営するということですが、附則で当分の間、それ以外の主体もいいということで、現実に東京の地域などでは個人立もたくさんあると。保育所につきましては、そもそも法律上の設置主体はございませんし、現実に個人立もたくさんございます。

新制度でそういった学校教育法や児童福祉法に基づく取り扱いは考えておりません。

一方、給付を受ける対象として支援法の中でどう取り扱われているかということですが、これは支援法の給付を受けるためには市町村の確認を受ける必要がありますが、この確認

につきましては介護保険などの例にならしまして、原則、法人格を有する者について確認ができるという仕組みになっておりまして、個人立の状態では、そのままでは確認を受けることができないのですが、これもこの支援法ができるときの経過措置として附則の中で、現在、現実にこの法律が動くときに存在している幼稚園や保育所、現存の施設につきましては確認みなしということで、改めて確認の申請をせずとも確認を受けたものとみなすという規定がございます。ただ、これにつきましては、設置者の御意思で別段の申し出をして、確認を受けたものとみなすことを辞退することができるわけです。

これは、よく幼稚園から新制度への移行というふうに申し上げますけれども、法律上はどうなっているかと申しますと、既に現在ある幼稚園については、放っておくと新制度で確認みなしを受けることになるのですが、これは手続はともかく、法律上の整理としては別段の申し出をして、要するに、新制度に入ることを辞退したような形になって私学助成などの既存の制度に残るということになります。例えば新制度に30年度から入ってくるということは、一旦27年度のタイミングでは確認みなしを外して辞退をして、その上で改めて確認の申請を30年度に向けてするということになります。そうしますと、先ほど申し上げた個人立については、そのまま27年度のタイミングであれば確認みなしなので個人立のままでも新制度に入ってこれるわけですが、一旦そこで辞退した形になって30年度から申請をしたときには、法人格という要件にひっかかって、これは法律上確認が下りないということになります。

したがって、後ほど御説明があると思いますけれども、資料2の4ページの1つ目の○で書いてあって、幼稚園が新制度に入ってくる時期はいつでも自由ですよと書いている中で、ただし個人立は除くと書いてあるのは、個人立については施行時の確認みなしの規定を使って入ってくる方法しか制度上想定されていないから、そういう記述になっているものでございます。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○蝦名幼児教育課長 木村代理人からお話があった点につきまして幾つかですけれども、1つは減価償却費について、1号の子どもの減価償却費と2・3号のあたりの物の考え方ですけれども、基本的には同様の前提の上に立って必要な減価償却を手当てしたいということでございます。詳細にわたりますと、少しベースの部分と加算とやり方の違いによる違いは出てくるかもしれませんが、基本的には同じです。

それから、退職金の退職金社団が法人の場合はありますから、ここの積立金といいますか、掛け金相当の部分についても公定価格の中で見ているという前提に立ってございます。

北條委員、あるいは宮下委員から、大変理解が難しいのでシミュレーションができるようなソフトなりマークシートなりをとということ、清原委員からもございましたけれども、これについては非常に大事な点だと思っておりますし、本日ご覧をいただいたようなものが100種類以上出てきて、まず、自分の園がどこに該当しているのかということから非常にわかりづらいところでもありますから、ここはしっかりと工夫をさせていただければというように考えてご

ざいます。

それから、幼稚園の預かり保育と一時預かりが円滑に移行できるかの点につきまして、どこまでのことをこの時点で示せるかはわかりませんが、できるだけ具体的な一時預かりとして入る場合のイメージを湧かせてもらえるような形で、これまで議論してきた内容に沿って少しならずともイメージが湧くような情報をお示しできるようにしたいというふうに考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○無藤部会長 古渡委員、何かありますか。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。橋本課長、どうもありがとうございました。

もう少し単純な話でお話しさせていただきたいのですけれども、我々認定こども園というのは、もちろん認可幼稚園と認可保育所の両方をわかってこの世界に入ってきています。その中で、例えば今回出してもらったイメージというのが、まず1つは、認定こども園をやっている立場から言うとよくわからないというのが1つです。もう一つは、先ほどお話ししましたように、もちろん幼稚園・保育所はわかります。でも、認定こども園は4類型があって、もちろん大から小いろいろあります。そうしますと、我々認定こども園を実践してきている者としては、やはり一つモデルをしっかりと出させていただきたいなと思っております。もちろん数字上のモデルもあるのかもしれませんが、やはり方向性が見えるモデルは必要だと思しますので、ぜひその辺をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○無藤部会長 ありかとうございました。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後に「その他」という議題ですけれども、事務局から3点御報告がございまして、御説明をお願ひいたします。

○蝦名幼児教育課長 お手元の資料2をご覧くださいと思います。

今ほどの御議論の中でも少し言及されている委員の方々がいらっしゃいましたが、去る4月10日付で「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」ということで3府省連名で事務連絡を行っております。その背景としては、今回、御案内のとおり、子ども・子育て支援新制度につきましては、各市町村が中心的な役割を担う仕組みとして各市町村単位で地域における子育て支援はもとよりですけれども、幼児教育も含めて総合的な施策を市町村に行っていただけるように、小学校に上がる前の子どもさん全体に幼だ保だということではなく、あるいは公立だ私立だということではなく、公私・幼保全体に渡った基盤整備を行っていただくということを眼目としているという仕組みではございます。したがって、これまで市町村との間で、どちらかといえば関係性の薄かった私立幼稚園、特に幼稚園の世界では8割が私立に通っておりますので、こうした私立幼稚園がこの新制度に円滑に移行していけるかどうかということが、この新制度が各地域でしっかりとしたものとして定着をしていくかどうかのメルクマールになるだろうというような思いから、現状、施行まで早ければ1年を切る状況ではございますけれども、まだこうした市町村の中において私立の幼稚園との関係づくりとい

うものがなかなか進んでいないところもあるというような状況に照らしまして、このような注意喚起の事務連絡を行わせていただいたところでございます。

1 ページ目には、今ほど申し上げたような趣旨がるる述べられてございます。特に私立幼稚園の関係の方々からは、市町村との関係構築がなかなか進んでいない、あるいは認定こども園への移行を考えているけれども、なかなかそれが難しそうであるということ、あるいは施設型給付という、初めて市町村から公定価格を設定した上で財政措置を受けるということだけでも、そこで教育が保障されるようなものになるかどうかといったような不安、あるいは従来、県から私学助成を得ながら預かり保育を行ってきたものが、引き続き一時預かりという形で継続実施ができるのだろうかといったようなさまざまな不安が寄せられているところでございまして、こうしたそれぞれの点につきまして、市町村にそうした課題があるということと、その課題を着実にいよいよに解決をしていって円滑な移行が図られるようにしていただきたいということで、2 ページ以下に5点にわたって要請を行っているところでございます。

こうした概要でございまして、地方自治あるいは地方財政を所掌している総務省とも相談をさせていただきまして、こうした取り扱いのお願いをしているという次第です。

2 ページに I がございまして、事業者等に対する相談・支援体制の整備をまずはしっかりとしていっていただきたいということ。まずもって国においても相談・支援体制というものを整備するということがございますし、市町村においては、私立幼稚園がどのような子どもの受け入れ状況であるのかといったような状況の把握であるとか、あるいは幼稚園からの移行の相談を受けつける窓口の設置やその明示など、円滑な意思疎通を図るための前提条件をきちんと整えていただきたいということと、現在、行政として私立幼稚園と関わりを一番強く持っておりますのは都道府県の私立幼稚園の所管課ということになりますけれども、そういった部署にぜひ市町村と私立幼稚園との関係づくりの橋渡しのようなこともお願いできたらということをお願いしてございます。

また、地方版子ども・子育て会議等が既に動き出しておりますけれども、そして、地域で幼児教育も含めた基盤づくりということでもありますので、幼稚園関係者の参加も見られるところではありますが、ぜひこの点につきましても均衡のとれた関係者の参画というものに御配慮をお願いしたいということを重ねてお願いしています。

また、2 点目として、計画に基づく新制度への移行が図られるようにということで、特に今回、認定こども園への移行については、各園あるいは利用者の利用ニーズ等に応じて需要と供給についてのルールに特例を設けたところでございますので、こうした趣旨を十分に踏まえて、地方版子ども・子育て会議での調査・審議なども行って透明性を図りながら計画的に進めていただきたいということ。

それから、新制度への移行を各幼稚園が希望するかどうかということについては、公定価格の仮単価を示した後に各園に対して聴取を行うこととしておりますけれども、その前段として制度の十分な理解が図られるように、ぜひ説明会等の開催もお願いできたらということもございますし、4 ページ目にわたりますけれども、早ければ 27 年度からがスタート時期であります

けれども、このときに限られるものではなく、柔軟に制度への移行というものについては市町村も考えていただきたいということ。移行の確認も1回切りではなくて、恐らくこれは毎年度の編成すべき予算にも関わってきますから、少なくとも制度の発足当初は毎年移行を確認するといったようなことが必要になってくるので御協力をお願いしたいということでございます。

認定こども園へ移行を希望する園に対する支援をぜひお願いしたいというところがⅢ。

Ⅳとしては、教育標準時間認定子ども、1号認定子どもに対する施設型給付というのは、実は国費が2分の1出る部分と、国費が出ず、県と市町村でそれぞれお金を出し合っていたと、地方単独分と呼んでおりますけれども、この2階建ての構造になってございますが、今回議論をいただいている公定価格自体は、その2階も含めた全体としての公費の支援を前提にした金額であるということでもありますので、基本的に各市町村におかれましては、この金額でもって給付額を設定するようお願いしたいということ。これを下回るということであれば、その合理的な理由を明確にいただければということ。また、当然のことではございますが、国庫負担あるいは地方財政措置についても、そうした2階部分まで賄えるものとして設定を行う、こういう予定であるということにも十分御留意をいただきたいということ。

それから、国においてもそうした状況について調査をし、市町村ごとの状況について公表することを予定しているということも付記してございます。

最後の5ページ目のⅤは一時預かり事業についてでありますけれども、今回、預かり保育として私学助成を受けて行われてまいりました幼稚園の預かり保育については、市町村が委託をする形で一時預かり事業として引き継いでいくということを基本としているわけですが、こうした事業の実施について地域の保護者のニーズでありますとか、あるいはこれまでの幼稚園での受け入れ状況などを踏まえて、これまで実施できていたものが継続できないということがないようにぜひ配慮をしていただきたいというようなこと。あるいは、さまざま地域で条件を設定する場合には合理的な説明が必要であろうといったようなこと等々について改めて周知を行っているところでございます。

この事務連絡の内容につきましては、4月10日付で各都道府県を経由して市町村への周知をお願いしてまいりましたし、先週4月17日に各都道府県に対する説明会もございましたので、その場でもあわせて周知をお願いしたところでございます。

資料2につきましては、以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

○定塚総務課長 続きまして、資料3について説明をさせていただきます。

ワーク・ライフ・バランスの推進ということにつきましては、本部会でもさまざま御意見を賜っているところでございますが、関係する法律が、現在開かれております通常国会において2つ成立をしておりますので御紹介させていただきます。

まず最初は、次世代育成支援対策推進法等の改正法律ということでございます。

次世代法につきましては、御承知のとおり、法律の有効期限が来年度末で切れるということになっておりましたが、これを延長するとともに改正するというところでございます。

1 ページおめくりいただきまして、次のページでございます。次世代法の概要と見直しのポイントということで、37年3月までの10年間の延長ということでございますが、27年3月、今年度末で時限が切れますので10年間の延長ということでございます。それと同時に行動計画策定指針については、今後、法律改正ではございませんが、指針の内容を見直すことといたしております。

また、内容につきましては、法改正の中で事業主の行動計画策定届け出をして、すぐれた取り組みをしたところに「くるみんマーク」を認定しておりますが、この「くるみん」について新たに上の「くるみん」、仮称ですけれども、「プラチナくるみん」と呼ばれておりますが、この「プラチナくるみん」という新しいマークをつくりまして、これを目指していただくということを考えている法改正でございます。

国会審議の中では「くるみんマーク」について認知度がまだ低いのではないかと、この認知度を高めて、より多くの企業に目指してもらうように努力しろということでございました。私も努力しますので、ぜひ御参加の皆様におかれても「くるみんマーク」等の周知に御協力いただけるとありがたく存じます。

こちらの法律につきましては4月16日に成立いたしまして、4月23日に公布しております。今後、策定指針、省令の改正等を行いまして、特に行動計画についての策定指針につきましては、地域の行動計画策定指針部分もありますので、なるべく早くお示しをしていきたいと考えているところでございます。

次に、育児休業給付の充実、こちらは雇用保険法の改正でございます。こちらの改正についても既に成立をいたしまして、予算関連法案でございますので26年4月1日で既に施行されているところでございます。

内容といたしましては、女性のみならず男性についても育児休業取得促進をするということで、育児休業中の給付、従来、休業開始前賃金の50%が休業給付でございましたけれども、休業開始後の6ヶ月につきまして給付の割合を67%に引き上げるという改正でございます。

下にイメージ図がございますけれども、父、母それぞれについて休業開始後6ヶ月が67%になるということでございますので、合わせれば、父母合わせて1年間67%ということで給付を受けることができるという制度でございます。

また、注のほうについておりますが、もともと同じ子について配偶者が休業する場合には、子どもが1歳2か月に達する日まで休業をとることができる「パパ・ママ育休プラス」という制度がございましたので、お父さんとお母さんがより分担をして育休給付を取得してもらうという仕組みと、今回の給付も相まって一層男性の育児休業取得促進に効果があるというふうに考えております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

○長田参事官 引き続きまして、資料4-1と4-2の関係でございます。

まず、地方版子ども・子育て会議の設置状況について、定期的にその状況をフォローアップ

させていただいておりますけれども、今般、2月末時点の状況を都道府県に御協力をいただきまして調べた結果でございます。

こちらにつきましては、設置済み、また、今後対応予定を含めまして98%ということで大半のところにおいていただけるということでございます。残りの会議体を置かない方針未定のところは、いずれも全体人口として2万人を下回る規模でございます。また別途の会議体という形ではなく、住民の意見を反映させるというようなことで対応されると聞いてございます。ただ、この時点において対応予定がまだ15%というようなことでもございますので、全ての都道府県に改めて連絡をとらせていただいて、少し設置の遅れている自治体へのフォローということをお願いしてございます。

なお、裏面に都道府県別の状況もお示ししております。

資料4-2でございますが、ニーズ調査の関係でございます。こちらにつきましては、2月末時点でさすがにほとんどのところでやっただけというところで、94.7%のところでは実施をしていただいております。実施準備中のところも、これは2月末時点の調査でございますので、また3月末時点でおおむね実施していただいているというような状況というふうに思っております。

「方針未定」、「実施しない」のところはごくわずかでございますが、こちらでも地方版会議とほぼ似たような理由でございますけれども、こちらでは全て1万人の人口規模を下回るというようなところで、改めて大規模な調査をしなくてもニーズ把握可能だというようなことでその理由を伺っております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○橋本保育課長 最後に資料5でございますけれども、北條委員のほうからOECD加盟国の保育の状況等について御指摘をいただいたところでございます。

これにつきまして、先般、この表でいきますと上の2つの段に当たりますが、「主な乳幼児期の教育・保育施設」、「保育時間」というところについて御説明したわけでございますけれども、その際、公的な支援の状況はどうなっているかということも御質問いただいたところでございましたので、今回、同じOECD保育白書のほうから財源についてのケースを抜粋させていただきました資料を作成いたしました。細かな説明は省略いたしますが、また御参照いただければと思います。

○無藤部会長 ありがとうございます。よろしいですかね。

ただいまの御説明につきまして、多少の時間、わずかですけれどもありますので、もし御質問があれば。

佐藤委員、どうぞ。

○佐藤委員 ただいまの説明ではないのですが、実は、昨日にパブリックコメントが終わったものが6つありました。昨日、私、ホームページを開いて何とか意見を出したいと思いましたが、どこを探しても意見提出フォームが見つかりませんでした。それで1時間ほどかかって、残念ながら幼保連携型認定こども園の教育保育要領案については意見を提出することができません

でした。その項目においてはきちんと意見の提出フォームがある場合とない場合があること自体が少しどうなのかなというのを感じましたので、そのことは意見として申し上げさせていただきます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

平川委員。

○平川委員 資料2の最後の「教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の構造」のポンチ絵ですが、実費・上乗せ徴収が一番下につけ加えられています。施設型給付の構造という概念のポンチ絵において、実費・上乗せ徴収をつけ加えることが適切なのかどうかということをお教えいただければと思っています。

確かにこちらのほうがわかりやすいというふうな見方もあるかもしれませんが、逆に実費・上乗せ徴収が施設型給付の構造の概念の中に入っていてよいのかどうか疑問であり、その点だけ確認させていただきたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 では、今の点は。

○蝦名幼児教育課長 資料2の後ろから2枚目の横長の資料だと思いますけれども、このところは、おっしゃるように点線で囲ってあるところからして、本来の公定価格とは少し次元の違う話だろうというふうな認識であります。ただ、ここも含めてお示しをしたほうがより全体像がわかりやすいだろうというような趣旨でございます。いわゆる公定価格とは次元の違うものとして整理をしているつもりでございます。

○平川委員 であれば、その辺と違うものだというのでわかりやすくつけ加えていただいたほうがいいのではないかというふうに思います。

以上です。

○無藤部会長 ありがとうございます。

奥山委員。

○奥山委員 資料2の最後の5ページのところなのですが、余り大きなことではないのですが、この「『施設型給付』を受ける認定こども園」の黄色いところですが、1つが「『保護者の就労』等を理由として毎日する利用形態等」、2つ目が「上記以外の場合」というところで「専業主婦の」ということで、専業主婦と特定しなくても、上が「保護者」なので、「一時的ニーズ対応」と、これも簡易な就労や在宅、いろいろあると思いますので、あえて「専業主婦の」というのを入れる必要もないのかなと思いましたので、意見として申し上げます。

○無藤部会長 ありがとうございます。そうだろうと思いました。

ほかに御質問等はございますか。

どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 資料3のところ、次世代育成支援対策推進法が延長されるということは非常に重要なことだと思います。そのワーク・ライフ・バランスを進める上でも一つ重要な法律になるのではないかなというふうに思いますが、やはり実行性をどう担保するかというところで、

インセンティブ的な措置ということで現時点で挙げられるものはどれぐらいあるのかということと、さらに今後、そういった企業への優遇措置を考えているのかどうかということが現時点で議論されていることがあれば教えていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○無藤部会長 ありがとうございます。

先にほかに質問があればと思います。どうぞ。

○清原委員 資料3の法律についてです。これは、三鷹市のような自治体もこの延長については大変期待をしております、このたび次世代育成支援対策推進法につきまして延長されたことを歓迎しています。また、特にひとり親家庭について、「母子」だけではなく「父子」が加わったということは大変意義があることだと思います。全体としてひとり親家庭というのも決して減少傾向ではありませんし、多くの課題を抱えていて、基礎自治体、市町村は、特に御相談に乗ることも増えています。そういう意味で、このような「母子」のみならず「父子」も含めたひとり親家庭ということに対して支援施策の充実ということが定められたことは大変大きいと思います。

先ほどの御説明では時間の制約もあり、なかなか詳細のことまで御説明いただかなかったわけですが、特に今回、いろいろきめ細かいことが今後行われていくと思いますが、1点でも何か今までと違って充実されたひとり親家庭に対する支援施策について御紹介いただければありがたいと思います。

以上です。

○無藤部会長 ほかによろしいでしょうか。

そうしたら、多少御質問、御要望がありましたので、お願いします。

○定塚総務課長 次世代法につきまして御質問と御意見ありがとうございました。

まず、「くるみん」についてのインセンティブということでございます。

現行、「くるみん」認定を受けた企業については、割増償却という税制上の優遇措置がございます。ただ、この割増償却が必ずしもいろいろな企業さんに使い勝手がいいかということそうではないのではないかと御意見もありまして、私どもとしても、より一層の税制優遇措置、特に新しくできた「プラチナくるみん(仮称)」も含めての税制優遇措置を考えていきたいと思っております。今後、財務省との調整等を行っていきたく。

ただ、何よりも強いインセンティブということは、先ほど申し上げたように「くるみんマーク」等が世の中に周知されて、「くるみんマーク」をとっている企業はすぐれた企業なのだとということが学生にも求職者にも消費者にも理解されるということによって、いい効果が生まれるということかと思っておりますので、そのあたりにつきましても努力をしていきたいと考えております。

また、清原市長のほうから御指摘がありましたが、ひとり親について、私、先ほど説明を省略してしまいましたが、こちらのほうは改正法としては一つの法律でございますが、法律としては母子寡婦福祉法と児童扶養手当法の一部改正でございます。資料3の下の部分に記載がございますとおり、1つは母子家庭と父子家庭も含めた支援の充実ということで都道府県などに

おいての積極的・計画的な支援措置を進めていただくといった規定の整備を行うとともに、ひとり親に職業訓練を受けてもらう高等職業訓練促進給付金という制度がございます。看護師等の資格取得に大変有益な給付金でございますが、こちらの給付金は今まで税金がかかっておりましたが、今回の法改正によりまして法制化をして公課禁止、税金がかからないような措置をとっております。

また、父子家庭についても母子家庭と同じような支援をとということで、貸し付け等についても父子家庭を対象とするということ、また、児童扶養手当等年金について、これまで併給調整をされていた部分について、年金のほうが低い場合でも年金に合わせるということとされておりましたが、今回の改正におきまして、年金より低い額の部分は児童扶養手当の額を一部支給するという充実をしているところでございます。

ありがとうございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

それでは、そろそろ時間ですのでここまでにさせていただきたいと思います。

それでは、次回日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回の日程につきましては、また改めて御案内をさせていただきたいと思いますが、親会議と部会で合同会議として開催させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○無藤部会長 ありがとうございます。

ということで、時間に近づきましたので、第19回「子ども・子育て会議基準検討部会」を終了させていただきます。お疲れさまでした。

～ 以上 ～